

災害協定の現状とアンケート結果について

1 福祉避難場所について

- 要配慮者に配慮した器物や消耗機材等を備えた特別な配慮がなされた避難場所
- 災害発生後、必要に応じて指定・開設される二次的避難所であり、発災当初から避難所として使用されるものではない。
- 福祉施設関係団体との協定に基づき、災害発生後速やかに、施設の被害状況、受入可能人数等を確認のうえ指定・運営を行う。

(H28. 12. 19 現在)

協定締結団体	施設数
札幌市老人福祉施設協議会（老施協） (H23. 7. 29 協定締結)	98 (内 訳) ・特別養護老人ホーム 69 ・軽費老人ホーム 25 ・養護老人ホーム 4
北海道老人保健施設協議会（老健協） (H27. 6. 18 協定締結)	42
老施協、老健協に加入していない施設で要配慮者の受入れについて了解を得た施設（未加入施設）	3
合 計	143

2 福祉避難場所の状況

(H28. 12. 19 現在)

	老施協	老健協	未加入施設	合計
施設数	98	42	3	143
うち、受入可能施設	79	35	3	117
受入可能人数	683	321	24	1,028
送迎用車両保有施設	83	40	3	126
車いす対応車両保有施設	71	39	2	112
人工呼吸器保有施設	1	0	0	1
自家発電機保有施設	32	17	2	51
備蓄物資保有施設	82	32	3	117

※ 一部未回答の施設あり

● 福祉避難場所の指定・運営に関するフロー

